

観 振 第 4 8 7 号
令和 5 年 6 月 2 1 日

一般社団法人 日本旅行業協会 会長殿

山梨県観光文化・スポーツ部観光振興課長



令和 5 年度やまなしインバウンド誘客促進ツアー造成事業について（依頼）

本県の観光行政につきましては、日ごろから格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本県では、県内へのインバウンド観光客の誘客を図ることを目的として、旅行業者が造成したツアーを山梨県が認定し、助成金により催行を促進する「やまなしインバウンド誘客促進ツアー造成事業」を実施しております。

この度、旅行事業者の皆様から寄せられた御要望を踏まえ、ツアー認定基準を「**県内 1 泊以上**」、「**県内のツアー料金 1 人 1 日 3 万円以上**」とする改正を行い、より利用しやすいものいたしました。

つきましては、本事業への御理解を賜りますとともに、貴協会会員等に対し本事業を周知いただきますよう併せてお願い申し上げます。

添付書類

- ・ 「やまなしインバウンド上質ツアーを推進します」（事業告知チラシ）
- ・ やまなしインバウンド上質ツアー認定申請及び助成金請求要領

詳細につきましては、山梨県ホームページで御確認ください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-sk/inbound-sien.html>

山梨県観光文化・スポーツ部 観光振興課
国際観光振興担当 副主幹 丹澤 彰宏
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号
TEL 055-223-1620 (直通) FAX 055-223-1438
e-mail: tanzawa-ahh@pref.yamanashi.lg.jp

やまなしインバウンド上質ツアー 認定基準

1 次の（１）～（５）の全てを満たす旅行商品であること（必須要件）。

（１） 山梨県内に１泊以上宿泊する旅行であること。

（２） 宿泊、飲食については、やまなしグリーン・ゾーン登録施設を利用すること。

（３） 山梨県内のツアー料金が、宿泊を含めた１日当たり参加者１人３０，０００円相当以上の旅行であること

※ 宿泊を含めた１日当たりの金額が明確でない場合は、全行程に占める対象ツアーの金額による。ただし、国際航空便に係る経費を除く。

（４） 山梨県の上質な観光として、次のＡ・Ｂ・Ｃの要素から、それぞれ１つ以上の観光・体験を組み込んでいること

Ａ 山梨県ならではの豊富な文化資源

（例：笹子追分人形など本県独自の文化鑑賞、ジュエリー・織物・伝統工芸品など山梨の地場産業に関する体験、県内の美術館・博物館・縄文遺跡など文化施設の訪問、リニア・環境・再生可能エネルギーなど先端技術学習施設の訪問、本県ゆかりの武将や偉人に関する施設の訪問、地域に根付いたお祭り・イベントへの参加など）

Ｂ 山梨県ならではの豊かな自然資源

（例：SUP（Stand Up Paddle Board）・カヌー・アウトドアサウナなど自然を満喫できるアクティビティ、溪流釣り・絶景露天風呂・星空観察など付加価値の高い体験、樹海・氷穴・峡谷・溪谷・滝などの景勝地訪問など）

Ｃ 山梨県ならではの美味しく健康的な食

（例：高品質なフルーツ狩り、ワイナリー・酒蔵・酒類製造施設の訪問、山梨ならではの郷土食やオーガニックなど健康にこだわった食事、県産食材を使用したこだわりのある上質なディナーなど）

（５） 催行期間は、令和５年５月１日から令和５年１２月３１日までの期間であること。※期間内に県内を含む行程を終了すること

2 山梨県内での移動には、県内交通事業者を利用すること（任意要件）

3 山梨県内でのガイドには、県内の通訳案内士を活用すること（任意要件）

4 「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」認証宿泊施設を利用すること（任意要件）

5 造成したツアーは、支援終了後においても継続に努めること（任意要件）

やまなしインバウンド上質ツアー認定申請及び助成金請求要領

1. 事業の目的

本事業は、インバウンド観光再開を契機とした誘客促進を図るため、グリーン・ゾーン登録施設の利用や山梨県ならではの体験プランの提供等の認定基準を満たすインバウンド旅行商品「やまなしインバウンド上質ツアー」(以下「ツアー」という。)の実施を推進することを目的に、条件を満たすツアーの一部経費を助成するものです。

2. ツアーの条件

「やまなしインバウンド上質ツアー 認定基準」を満たす旅行商品であること

3. 助成金対象者

対象となるツアーを実施した旅行業法第3条又は第23条の登録を受けた者
(「ツアーの実施主体」又は「海外の旅行会社と書面による契約によりツアー手配を行う者」、いずれも日本国内に営業所を置く事業者に限ります。)

4. 助成額

宿泊を含めた1日当たり参加者1人1万円
(対象となる参加者は、外国人観光客に限る。)

5. 認定申請及び助成金請求方法

(詳細は、別添「認定及び助成金交付の流れ」をご覧ください。)

ホームページから様式をダウンロードし、下記提出先あてに添付書類とともに、郵送又はメールで提出してください
(メール申請の場合は、添付書類をPDFにして提出してください)

HP : <https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-sk/inbound-sien.html>

(1) 認定の申請(受付期間：令和5年4月10日～令和5年11月30日)

※旅行出発日の15日前(土日を除く)までに事務局に提出してください。

※当日消印有効

- ・ 認定申請書(様式第1号)
 - ※ 認定後、申請いただいた事業者名、様式第1号中の(1)、(3)の①を本事業の実績として県ホームページで公表します。あらかじめご了承ください。
- ・ 添付書類チェック及び誓約事項(様式第2号)
- ・ 旅行計画書・行程表の写し(任意様式)
日時・飲食・宿泊施設、体験施設、交通機関等が確認できるもの
- ・ ツアー経費見積書・契約書等の写し(ツアー料金が分かるもの)
- ・ 旅行業法第3条又は第23条の登録を受けていることが分かる書面の写し
- ・ (現地の旅行者から国内旅行の手配を請け負う事業者の場合) 現地の旅行

業者との契約関係が分かる書類の写し

※ 認定・認定却下については、認定通知書（様式第3号）・認定却下通知書（様式第4号）により事務局から通知します。

(2) 助成金の請求（受付期間：令和5年5月8日～令和6年1月10日）

※旅行が終了した日から10日以内（土日を除く）に事務局に提出してください。※当日消印有効

（令和5年12月26日以降に終了するツアーの場合、令和6年1月10日までに提出してください。）

- ・ 実績報告書兼請求書（様式第5号）
- ・ 添付書類チェック及び誓約事項（様式第2号）
- ・ 最終行程表（請求者の証明印があるもの・任意様式）
日時・飲食・宿泊施設、体験施設、交通機関等が確認できるもの
※最終行程表に、次の文言を記載し、会社印又は職員印を押印して証明してください。
「令和〇年〇月〇日 この行程表のとおり旅行を催行したことを証明します。 会社名 代表者職・氏名 印」
※必要に応じ、行程表の施設に事務局から確認する場合があります。
- ・ ツアー参加者名簿（参加者全員の氏名、国籍が分かるもの・任意様式）
- ・ 請求書など実際に要したツアー料金が分かるもの
- ・ 宿泊証明書（様式第6号） ※宿泊施設ごとに提出してください。
- ・ 振込先口座と口座名義がわかる通帳の写し（通帳1ページ目の見開き部分）
※振込先の口座は申請事業者本人（法人の場合は当該法人）の口座に限ります。

(3) 提出先※(1)・(2)とも

- ① 郵送の場合 〒400-0031 甲府市丸の内 2-16-4 丸栄ビル 4 階
山梨県インバウンド受入支援事務局
- ② メールの場合 yamanashi7ibtour@gmail.com

6. その他留意事項

- ・ 書類の記載、問い合わせ対応等を日本語により行うことができること。
- ・ 検査・報告・是正のための措置の求めがあったときは、これに応じること。
- ・ 山梨県暴力団排除条例第9条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。なお、このことを確認するため必要な事項を山梨県警察本部組織犯罪対策課長に照会する場合があること。
- ・ 山梨県に対する事業税等の滞納や賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。また、過去に国・都道府県・市町村等から支援を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- ・ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、支援事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- ・ 認定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は認定を取り消すことがあるとともに、期限を定めて返金を命じること。助成金の返還を命

じたときは、この命令に係る助成金の受領日から納付日までの日数に応じ、返還すべき助成金の額に、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条により財務大臣が定める延納利息の率の割合で計算した額（加算額）を県に納付しなければならないこと。また、助成金の返還を命じられたにもかかわらず、返還すべき助成金及び加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額に対して、同条により財務大臣が定める延納利息の率の割合で計算した額（延滞金）を支払うこと。

7. 問い合わせ先（至急の場合を除き、メールでのお問い合わせをお願いします。）

山梨県インバウンド受入支援事務局

電話番号：055-267-8011 FAX 番号：055-267-8090

受付時間：平日 午前10時～17時

メール : yamanashi7ibtour@gmail.com